

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則第11条第1項第2号の規定による支給)					
フリガナ		ナゴヤ カメスケ			
①氏 名		名古屋 かめ助			
②生年月日		昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日 満 (〇〇) 歳			
③電話番号		〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
申立事項	④個人及び当該個人と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、当該個人と同一の世帯に属する者の死亡又は当該個人若しくは当該個人と同一の世帯に属する者の離職若しくは休業等により著しく減少した場合(則第3条の2に規定する場合)であること				
	収入が著しく減少した時期		〇〇年〇〇月〇〇日		
	同一世帯に属する者の死亡又は離職若しくは休業等による世帯の収入の著しい減少の状況		(例) 私が3月に離職したことにより、4月以降の世帯収入が減少しました。		
	⑤申請月において世帯の生計を主として維持していること				
	世帯の生計の維持にかかる状況		(例) 年金とアルバイトの収入で、私が世帯の生計を維持しています。		
	⑥次の1. 又は2. のいずれかに該当していること(いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)				
	1. 住居を喪失していること				
	住居を喪失した時期				
	喪失した住居の住所				
	現在の状況				
申立事項	②. 住居を喪失するおそれがあること				
	現在の住所		〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市〇区〇〇 〇丁目〇番地 メゾン〇〇 〇〇〇号		
	住居の家主等		〇〇不動産		
	住居の家賃額		〇〇〇〇円		
	現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等		(例) 離職により収入が減少しており、家賃の支払いが困難。		
	⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金等が次のとおりであること				
	フリガナ	ナゴヤ カメスケ	ナゴヤ カメヨ		
	氏名	名古屋かめ助	名古屋かめ代	収入状況確認表に記入した金額を記入してください	
	続柄	本人	妻	資産状況確認表に記入した金額を記入してください	
	生年月日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日		
収入(月額)	69,620円	38,500円	円	108,120円	
預貯金等	299,812円	73,208円	円	373,020円	
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。					
上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。 私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。 また、裏面の注意事項について、同意します。 (宛先) 名古屋市長					
令和〇年 〇月 〇日					
申請者氏名 名古屋 かめ助					

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、法第21条第1項の規定に基づき、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、法第22条第1項の規定に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条第2項の規定に基づき、申請者の居住しようとする賃貸住宅の家主等に対し当該住宅の状況又は当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることがあります。
- 5 則第17条の規定に基づき、申請者に対する住居確保給付金の支給（入居に要する費用）については、都道府県等が特に必要と認める場合を除き、居住しようとする賃貸住宅の家主等に対して直接振込等をいたします。

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（第21号様式）を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書(則第11条第1項第2号の規定による支給)

誓約事項

- 1 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと
- 2 以下のいずれかに該当すること
 - ・再支給の申請ではない（過去に則第11条第1項第2号の規定による転居費用補助の支給を受けたことがない）
 - ・再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している
- 3 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと
- 4 現在、生活保護を受給していないこと

同意事項

- 1 本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ転居先の住宅に係る初期費用を支払う場合は、初期費用の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること
- 2 支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること
また、自治体の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること
- 3 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

（宛先）名古屋市長

令和〇年〇〇月〇〇日

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者氏名 名古屋 かめ助

（裏面につづく）

当初申請時

提出書類については、
「住居確保給付金(転居費用補助)提出書類チェックシート」
をご確認ください

① 添付書類

- 1 本人確認書類
運転免許証、個人番号カード、一般旅券、各種福祉手帳、資格確認書、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し
- 2 収入減少関係書類
世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- 3 離職等関係書類
世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- 4 収入関係書類
支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
- 5 金融資産関係書類
申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加提出書類等

- | |
|---|
| 1 不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（第23号様式） |
| 2 引越し業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（第24号様式） |
| 3 不動産仲介業者等から交付を受けた退去予定住宅に関する状況通知書（第25号様式） |

世帯収入の減少に関する申立書

記入例

私は、世帯収入の減少の状況について、以下のとおり申立書を提出します。
申立する事項について相違ありません。

名古屋市長 様

令和〇年 〇月 〇日

フリガナ ナゴヤ カメダ

氏 名 名古屋 かめ助

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

続 柄	本人	妻		
これまでの平均 月額収入※1 (〇月～〇月)	251,740円	40,570円	円	円
申請月の収入 (〇月)	69,620円	38,500円	円	円

提出できる書類がない方のみ、下欄を記入してください。

証拠書類の 提出が困難な 理由※2	離職前の給与は手渡しで受け取っており、給与明細は捨ててしまったため。
-------------------------	------------------------------------

※1 世帯収入が減少する以前の6か月間の平均を目安として算出して下さい。

※2 世帯収入の減少を証明できる書類として提出できるものがない場合に記入してください。

離職状況等に関する申立書(則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による支給)

記入例

私は、離職・休業・廃業・その他収入の著しい減少の端緒になった事象に関する関係書類の提出が困難であることから、離職状況等に関する申立書を提出します。申立する事項について相違ありません。

名古屋市長 様

令和〇年 〇月 〇日

フリガナ ナゴヤ カメスケ

氏 名 名古屋 かめ助

生年月日 昭和〇〇年〇月〇日

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

就労収入を得ていた方のみ、下欄を記入してください。

事業所名	株式会社〇〇〇〇
事業所 所在地・電話	〒〇〇〇-〇〇〇〇 名古屋市〇〇区〇〇〇 1-1 電話△△△-△△△△

下欄は全員記入してください。

離職等理由 (1.~4.のいずれかに○を付す)	1. 解雇※1、雇止め※2 2. 休業、休職 ③. 自己都合離職・廃業 4. その他収入の著しい減少の端緒となった事象 具体的な事象 () ※例：同一勤務先における収入の減少、配偶者の死亡等
離職等時期	〇〇年 〇〇月 〇〇日

提出できる書類がない方のみ、下欄を記入してください。

証拠書類の 提出が困難な 理由	(離職・休業・廃業・その他収入の著しい減少の端緒となった事象に関する関係書類の提出が困難な理由) 会社に依頼しているが、まだ必要書類が届かない。
-----------------------	--

※1 解雇とは、雇用契約期間中の中途解約を含みます。

※2 雇止めとは、雇用契約期間について、労働者本人が更新を希望していたものの、更新されない場合をいいます。

(裏面も記入)

収入状況確認票

- 同居の世帯全員（原則22歳以下かつ本給付金制度で定める学校に就学中の子を除く）の収入状況について記入してください。
- 申請をする月の収入額を記入してください。
- 世帯全員の収入合計額が収入基準額（裏面参照）を下回っているか確認してください。
- この確認票に記入した収入額を申請書の収入欄に記入してください。

記入例

〇〇年 〇〇月分

氏 名		名古屋 かめ助	名古屋 かめ代			
続 柄		本人	妻			
収入（合計）		69,620円	38,500円	給与明細等、収入が確認できる書類の写しも添付してください		
給与 収入 等	給与 ※1	45,320円	38,500円			円
	休業手当					
	賞与			自営業・フリーランスの方は、収入状況申告書で申告した金額を記入してください		
	事業収入 ※2					
	その他					
公的 給付 ※3	失業給付					
	年金（老齢・遺族）	24,300円		端数まで細かく記載してください		
	年金（障害者）					
	その他					
その他 （仕送り等）						

※1 給与額は社会保険料等が天引きされる前の総支給額を記入してください。（ただし、交通費は除きます。）

※2 事業収入額は、別紙「収入状況にかかる申告書（自営業・フリーランスの方）」で申告した金額を記入してください。

※3 複数の月にかかる金額が一括で支給される公的給付については、月額で算定した金額を記入してください。

例）年金（2か月に1回支給）の場合：1回の年金支給額÷2した金額を記入

収入基準額の例

世帯人数	A 基準額	B 家賃額等(上限)	C 収入基準額 (基準額+家賃額等)
1 人	92,000円	37,000円	129,000円
2 人	139,000円	44,000円	183,000円
3 人	172,000円	48,000円	220,000円
4 人	214,000円	48,000円	262,000円
5 人	255,000円	48,000円	303,000円

世帯全員の収入額の合計が表のC 収入基準額を上回る場合には、住居確保給付金を受給することができません。必ずご確認をお願いします。 ※

※実家賃額が表のB 家賃額（上限）を下回る場合には、A 基準額と実家賃額の合計がC 収入基準額となります。

例) 単身で実家賃額が35,000円の場合

92,000円（A 基準額） + 35,000円（実家賃額） = 127,000円（C 収入基準額）

収入状況にかかる申告書（自営業・フリーランスの方）

記入例

会社（店舗）名等 ○○○○

		申請月 (5 月)	前月 (4 月)	2 か月前 (3 月)	3 か月前 (2 月)
収入	営業収入（月間売上）	○○○円	○○○円	○○○円	○○○円
	その他収入（ ）				
	収入合計（A）	○○○円	○○○円	○○○円	○○○円
支出（必要経費）	仕入	●●●円	●●●円	●●●円	●●●円
	給料賃金（外注工賃含む）	●●●円	●●●円	●●●円	●●●円
	地代・家賃	●●●円	●●●円	●●●円	●●●円
	光熱水費	●●●円	●●●円	●●●円	●●●円
	通信費	●●●円	●●●円	●●●円	●●●円
	※以下は必要に応じて記入してください				
	・				
	・				
	・				
	・				
	支出合計（B）	●●●円	●●●円	●●●円	●●●円
	事業収入（A-B）	△△△円	△△△円	△△△円	△△△円

本申告内容について、相違ありません。

記入日 令和 ○ 年 ○ 月 ○○ 日

対象者（申請者と同一の場合は、記入不要）

申請者氏名 名古屋 かめ助

資産状況確認票

- 同居の世帯全員の預貯金等の状況について記入してください。
- 申請をする日時点での通帳の残高を記入してください。
- 世帯全員の預貯金等合計額が資産基準額（下記参照）を下回っているか確認してください。
- この確認票に記入した預貯金等の額を申請書の預貯金等欄に記入してください。

転居費用補助申請用

記入例

〇〇年〇〇月〇〇日 現在

氏 名		名古屋 かめ助	名古屋 かめ代				
続 柄		本人	妻				
資産の合計額		2 9 9, 8 1 2 円	7 3, 2 0 8 円	円	円	円	
①預貯金 ②債券 ③株式 ④投資信託 ⑤暗号資産 ※1	金 融 機 関 ・ 証 券 会 社 等 の 名 称	①〇〇銀行△△支店	193,250円	端数まで細かく			
		①●●●銀行××支店	68,300円				
		④□□証券	103,482円				
現 金		3,080円	4,908円				

現在お持ちの口座（ネットバンク含む）、
債券、株式、投資信託、暗号資産を
すべて記入してください

※1 自営業・フリーランスの方で、事業用と生活費用の口座が異なる場合、生活費用の口座の残高を記入してください。

<資産基準額>

単身世帯：552,000円 2人世帯：834,000円 3人以上の世帯：1,000,000円

第 23 号様式

入居予定住宅に関する状況通知書(則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による支給・初期費用)

(不動産仲介業者等記載欄)

1. 下記の者より入居の希望がありました。賃貸住宅に関する以下の事項について通知します。
2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、暴力団員等と関係を有しないことの確認に当たり、自治体または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が必要に応じて官公署から情報を求めることについて同意します。
3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
4. 住居確保給付金（転居費用補助のうち初期費用分）を本人に代わり請求及び受領することに同意し、振込口座として下記口座を指定します。

名古屋市長 様

不動産仲介業者等が記入

年 月 日

不動産仲介業者等

(商号又は名称)

(代表者名)

(所在地) 〒

(免許番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

法人の場合は、
法人名以外に
代表者名を必ず
記入してください

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

入居予定者

氏名 (フリガナ)

生年月日

同居状況

不動産仲介業者等が記入

年 月 日

単 身 ・ 複 数 (名)

入居予定の賃貸住宅

名称

所在地

入居予定日

不動産仲介業者等が記入

年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

※1 住居確保給付金の支給額は、入居予定の賃貸住宅が所在する市区町村における住宅扶助基準に基づく額（ 円）に三を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）を上限とし、申請者が実際に転居に要する経費とする。

※2 定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、契約満了日及び入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること

初期費用

給付金支給対象	(1)	礼金	円
	(2)	仲介手数料	円
	(3)	住宅保険料	円
	(4)	家賃債務保証料	円
	(5)	鍵交換費用	円
		合計	円

不動産仲介業者等が記入

給付金支給対象外	(6)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	不動産仲介業者等が記入 円 (月分+日割り 日分として)	
	(7)	共益費	円	
	(8)	管理費	円	
	(9)	敷金	円	
			円	
	合計		円	
総合計 (支給対象+支給対象外)			円	

() の振込口座 ※初期費用の番号			不動産仲介業者等が記入 支給対象に限る)	
住居確保給付金(転居費用補助)の振込先	1 ページ目 初期費用 (1)～(5)より該当する番号を記入してください (複数記入可)	口座名義	金融機関名	支店名
		口座種別	普通・当座	
		口座番号		

☒ () の徴収について、右記の者に委託しているため、口座名義が異なります。	称号又は名称 代表者名 所在地	不動産仲介業者等が記入 (不動産仲介業者等と口座名義が異なる場合のみ)
---	-----------------------	---

() の振込口座 ※初期費用の番号を()内に記入 (給付金支給対象に限る)				
住居確保給付金(転居費用補助)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	口座名義	
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普通・当座	
		口座番号		

☐ () の徴収について、右記の者に委託しているため、口座名義が異なります。	称号又は名称 代表者名 所在地	初期費用の種類毎に振込口座が異なる場合は上欄と同様に記入してください
--	-----------------------	---

※口座欄が不足する場合は適宜追加すること

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

- 私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金(転居費用補助のうち初期費用分)の請求及び受領を、本通知書の通知者である貸主又は貸主から委託を受けた事業者委任します。あわせて、住居確保給付金(転居費用補助のうち初期費用分)が、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の指定口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

申請者本人が記入

年 月 日

氏名

住所

電話番号

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターに提出してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

下記に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

第 24 号様式

入居予定住宅に関する状況通知書(則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による支給・引越し費用)

(引越し業者等記載欄)

1. 下記の者より、賃貸住宅への引越しについての希望がありました。

このことについて、以下について通知します。

2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。

また、暴力団員等と関係を有しないことの確認に当たり、自治体または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が必要に応じて官公署から情報を求めることについて同意します。

3. 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

4. 住居確保給付金（転居費用補助のうち引越し費用分）を本人に代わり請求及び受領することに同意し、振込口座として下記口座を指定します。

名古屋市長 様

引越し業者等が記入

年 月 日

引越し業者等

(商号又は名称)

フリガナ

(代表者名)

(所在地) 〒

(担当者等)

氏名

所属

電話番号

法人名と併せて
代表者名を必ず
記入してください

依頼者

引越し業者等が記入

氏名 (フリガナ)

引越し前住所

引越し作業の内容

引越し業者等が記入

運搬先の住所

作業予定日

年 月 日

※ 住居確保給付金の支給額は、入居予定の賃貸住宅が所在する市区町村における住宅扶助基準に基づく額（ 円）に三を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）を上限とし、申請者が実際に転居に要する経費とする。

振込口座

引越し業者等が記入

住居確保給付金（転居費用補助）の振込先

引越し業者等の振込口座

フリガナ

口座名義

金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

普 通 ・ 当 座

（住居確保給付金支給申請者 本人記入欄）

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 9 項に規定する特定地方公共団体、同条第 10 項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金（引越し費用分）の受領を、本通知書の通知者である引越し業者等又は引越し業者等から委託を受けた事業者等に委任します。
あわせて、住居確保給付金（引越し費用分）が、引越し業者等又は引越し業者等から委託を受けた事業者等の指定口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

申請者本人が記入

年 月 日

氏名

住所

電話番号

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターに提出してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

下記に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

第 25 号様式

退居予定住宅に関する状況通知書(則第 11 条第 1 項第 2 号の規定による支給)
(不動産管理業者等記載欄)

- 下記の者より、賃貸住宅からの退去についての希望がありました。
このことについて、以下について通知します。
- 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、暴力団員等と関係を有しないことの確認に当たり、自治体または社会福祉協議会(費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が必要に応じて官公署から情報を求めることについて同意します。
- 住居確保給付金の支給及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
- 住居確保給付金（転居費用補助のうち退去費用分）を本人に代わり請求及び受領することに同意し、振込口座として下記口座を指定します。

名古屋市長 様

不動産管理業者等が記入

年 月 日

不動産管理業者等

(商号又は名称)

フリガナ
(代表者名)

(所在地) 〒

(免許番号)

(担当者等) 氏名

所属

電話番号

法人の場合は、
法人名以外に
代表者名を必ず
記入してください

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

退去予定者

不動産管理業者等が記入

氏名 (フリガナ)

生年月日

年

月

日

同居状況

単 身 ・ 複 数 (名)

退去予定の賃貸住宅

不動産管理業者等が記入

名称

所在地

退去予定日

年

月

日

※ 住居確保給付金の支給額は、入居予定の賃貸住宅が所在する市区町村における住宅扶助基準に基づく額（ 円）に三を乗じて得た額（これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額）を上限とし、申請者が実際に転居に要する経費とする。

※ 裏面の退去にかかる費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際にも必要な情報であるため、記載願います。

退去にかかる費用

不動産管理業者等が記入

給付金
支給対象

(1)

原状回復費
(敷金充当分を除く)

円

合計

円

給付金支給対象外	(2)		不動産管理業者等が記入		円
					円
		合計			円
		総合計（支給対象＋支給対象外）			円

() の振込口座 ※退去費用の番号を() 対象に限る				
住居確保給付金補助先	貸主又は貸主を業者座	フリガナ	不動産管理業者等が記入	
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普通・当座	
	口座番号			
☒	() の徴収について、右記の者に委託しているため、口座名義が異なります。	称号又は名称	不動産管理業者等が記入 (不動産管理業者等と口座名義が異なる場合のみ)	
		代表者名		
		所在地		

() の振込口座 ※退去費用の番号を() 内に記入（給付金支給対象に限る）				
住居確保給付金補助先	貸主又は貸主を業者座	フリガナ		
		口座名義		
		金融機関名		
		支店名		
		口座種別	普通・当座	
	口座番号			
☐	() の徴収について、右記の者に委託しているため、口座名義が異なります。	称号又は名称		
		代表者名		
		所在地		

※口座欄が不足する場合は適宜追加すること

(住居確保給付金支給申請者 本人記入欄)

退居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金（転居費用補助のうち退去費用分）の受領を、本通知書の通知者である貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に委任します。
あわせて、住居確保給付金（退去費用分）が、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の指定口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

申請者本人が記入

年 月 日

氏名

住所

電話番号

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンターに提出してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

下記に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

「暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等」とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

